

地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程等の一部改正について

1 概要

○ 管理栄養士と栄養士及び看護師と准看護師の職名について、より職務内容を反映した職名にするため、次のとおり職名変更を行う。

(1) 管理栄養士と栄養士

従来の「栄養士」に加えて、国家資格である「管理栄養士」を職名に追加

級	職名（変更案）	職名（現在の職名）
6級	部長	部長
5級	科長	科長
4級	科長 科長補佐 主任管理栄養士 主任栄養士	科長 科長補佐 <新設> 主任栄養士
3級	主任管理栄養士 主任栄養士	<新設> 主任栄養士
2級 1級	管理栄養士 栄養士 ※契約職員の場合も、「臨時」を付けず 管理栄養士、栄養士とする	<新設> 栄養士

(2) 看護師と准看護師

看護師の「技幹」及び「副技幹」の名称を廃止し、「技師」を資格名である「看護師」「准看護師」に変更

級	職名（変更案）	職名（現在の職名）
7級	看護局長	看護局長
6級	副看護局長	副看護局長
5級	看護科長 室長 室長補佐 <削除> <削除> 主任看護師	看護科長 室長 室長補佐 技幹 副技幹 主任看護師
4級	同左	主任看護師 主任准看護師
3級 2級 1級	看護師 准看護師 ※契約職員の場合も、「臨時」を付けず 看護師、准看護師とする	技師

- 職名変更に伴い、
 - ・ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程(以下「組織規程」という。)第17条第1項及び第6項並びに別表2(第20条関係)
 - ・ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程(以下「初任給規程」という。)第3条別表第1の5(医療職給料表(2)級別職務分類基準表)
 - ・ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員に関する就業規則(以下「契約職員就業規則」という。)第8条について所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 組織規程

- ア 第17条第1項及び第6項に「主任管理栄養士」を追加する。
- イ 別表2(第20条関係)の職に「管理栄養士、看護師、准看護師」を追加するとともに、それぞれの職務に「上司の命を受けて技術をつかさどる。」を追加する。

(2) 初任給規程

別表第1(第3条関係)の5(医療職給料表(2)級別職務分類基準表)の職務の分類基準欄について、1級の(2)及び2級の(3)に「管理栄養士」を追加し、3級及び4級の(3)に「主任管理栄養士」を追加する。

(3) 契約職員就業規則

第8条に「及び医療職給料表(3)」を追加する。

3 今後のスケジュール

- (1) 平成31年1月15日 理事会にて議決
- (2) 平成31年1月～3月 周知期間
- (3) 平成31年4月1日 施行

地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第16条 (略)</p> <p>第17条 理事長は、必要と認めるときは、病院に院長補佐、課長補佐、室長補佐、科長補佐、副主幹、副技幹、専門研究員、主査、主任主事、主任保健師、主任言語聴覚士、主任薬剤師、<u>主任管理栄養士</u>、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任機能訓練員、主任歯科衛生士、主任歯科技工士、主任マッサージ師、主任福祉司、主任研究員及び主任看護師を置くことができる。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 主任主事、主任保健師、主任言語聴覚士、主任薬剤師、<u>主任管理栄養士</u>、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任機能訓練員、主任歯科衛生士、主任歯科技工士、主任マッサージ師及び主任福祉司は、上司の命を受けて分掌事務を処理する。</p> <p>第18条～第22条 (略)</p> <p>別表1 (第4条関係) (略)</p>	<p>第1条～第16条 (略)</p> <p>第17条 理事長は、必要と認めるときは、病院に院長補佐、課長補佐、室長補佐、科長補佐、副主幹、副技幹、専門研究員、主査、主任主事、主任保健師、主任言語聴覚士、主任薬剤師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任機能訓練員、主任歯科衛生士、主任歯科技工士、主任マッサージ師、主任福祉司、主任研究員及び主任看護師を置くことができる。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 主任主事、主任保健師、主任言語聴覚士、主任薬剤師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任機能訓練員、主任歯科衛生士、主任歯科技工士、主任マッサージ師及び主任福祉司は、上司の命を受けて分掌事務を処理する。</p> <p>第18条～第22条 (略)</p> <p>別表1 (第4条関係) (略)</p>

新

旧

別表 2 (第 20 条関係)

別表 2 (第 20 条関係)

職	職務
主事	上司の命を受けて事務をつかさどる。
技師	上司の命を受けて技術をつかさどる。
薬剤師	上司の命を受けて技術をつかさどる。
管理栄養士	上司の命を受けて技術をつかさどる。
栄養士	上司の命を受けて技術をつかさどる。
診療放射線技師	上司の命を受けて技術をつかさどる。
検査技師	上司の命を受けて技術をつかさどる。
臨床工学技士	上司の命を受けて技術をつかさどる。
理学療法士	上司の命を受けて技術をつかさどる。
作業療法士	上司の命を受けて技術をつかさどる。
言語聴覚士	上司の命を受けて技術をつかさどる。
視能訓練士	上司の命を受けて技術をつかさどる。
歯科衛生士	上司の命を受けて技術をつかさどる。
看護師	上司の命を受けて技術をつかさどる。
准看護師	上司の命を受けて技術をつかさどる。
医師	上司の命を受けて診療をつかさどる。
技能技師	上司の命を受けて技術的業務をつかさどる。
技能員	上司の命を受けて技能的業務をつかさどる。

職	職務
主事	上司の命を受けて事務をつかさどる。
技師	上司の命を受けて技術をつかさどる。
薬剤師	上司の命を受けて技術をつかさどる。
〈新設〉	〈新設〉
栄養士	上司の命を受けて技術をつかさどる。
診療放射線技師	上司の命を受けて技術をつかさどる。
検査技師	上司の命を受けて技術をつかさどる。
臨床工学技士	上司の命を受けて技術をつかさどる。
理学療法士	上司の命を受けて技術をつかさどる。
作業療法士	上司の命を受けて技術をつかさどる。
言語聴覚士	上司の命を受けて技術をつかさどる。
視能訓練士	上司の命を受けて技術をつかさどる。
歯科衛生士	上司の命を受けて技術をつかさどる。
〈新設〉	〈新設〉
〈新設〉	〈新設〉
医師	上司の命を受けて診療をつかさどる。
技能技師	上司の命を受けて技術的業務をつかさどる。
技能員	上司の命を受けて技能的業務をつかさどる。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程新旧対照表

新		旧	
第1条～第38条 (略)		第1条～第38条 (略)	
別表第1 (第3条関係) (略)		別表第1 (第3条関係) (略)	
1～4 (略)		1～4 (略)	
5 医療職給料表(2)級別職務分類基準表		5 医療職給料表(2)級別職務分類基準表	
職務の級	職務の分類基準	職務の級	職務の分類基準
1級	(1) 診療放射線技師の職務 (2) 栄養管理業務を行う管理栄養士、栄養士の職務 (3) 病理細菌検査業務等を行う者 (以下この表において「検査員」という。)の職務 (4) 臨床工学技士の職務 (5) 理学療法、作業療法、言語聴覚、視能訓練等の業務を行う者 (以下この表において「機能訓練員」という。)の職務 (6) 歯科衛生士の職務 (7) (1)、(2)又は(6)に掲げる職務の見習業務を行う者の職務	1級	(1) 診療放射線技師の職務 (2) 栄養管理業務を行う栄養士の職務 (3) 病理細菌検査業務等を行う者 (以下この表において「検査員」という。)の職務 (4) 臨床工学技士の職務 (5) 理学療法、作業療法、言語聴覚、視能訓練等の業務を行う者 (以下この表において「機能訓練員」という。)の職務 (6) 歯科衛生士の職務 (7) (1)、(2)又は(6)に掲げる職務の見習業務を行う者の職務
2級	(1) 調剤業務を行う薬剤師の職務 (2) 困難な業務を行う診療放射線技師の職務 (3) 困難な栄養管理業務を行う管理栄養士、栄養士の職務 (4) 困難な業務を行う検査員の職務 (5) 困難な業務を行う臨床工学技士の職務 (6) 困難な業務を行う機能訓練員の職務 (7) 困難な業務を行う歯科衛生士の職務 (8) (1)に掲げる職務の見習業務を行う者の職務	2級	(1) 調剤業務を行う薬剤師の職務 (2) 困難な業務を行う診療放射線技師の職務 (3) 困難な栄養管理業務を行う栄養士の職務 (4) 困難な業務を行う検査員の職務 (5) 困難な業務を行う臨床工学技士の職務 (6) 困難な業務を行う機能訓練員の職務 (7) 困難な業務を行う歯科衛生士の職務 (8) (1)に掲げる職務の見習業務を行う者の職務
3級	主任薬剤師、主任管理栄養士、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任検査技師、主任臨床工学技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士の職務	3級	主任薬剤師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任検査技師、主任臨床工学技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士の職務
4級	(1) 科長の職務 (2) 科長補佐の職務 (3) 主任薬剤師、主任管理栄養士、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任検査技師、主任臨床工学技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士の職務	4級	(1) 科長の職務 (2) 科長補佐の職務 (3) 主任薬剤師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任検査技師、主任臨床工学技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士の職務
5級～6級	(略)	5級～6級	(略)
6～8 (略)		6～8 (略)	
別表2～6 (略)		別表2～6 (略)	
<p>附 則</p> <p>この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p>			

地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員に関する就業規則新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第7条（略）</p> <p>（職名）</p> <p>第8条 契約職員の職名は、主事等の職（組織規程第20条に規定する職をいう。）に「臨時」を冠した職名とする。ただし、<u>医療職給料表（2）及び医療職給料表（3）</u>の適用を受ける契約職員の職名は、期間の定めのない職員の職名に準ずるものとする。</p> <p>第9条～第40条（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第7条（略）</p> <p>（職名）</p> <p>第8条 契約職員の職名は、主事等の職（組織規程第20条に規定する職をいう。）に「臨時」を冠した職名とする。ただし、医療職給料表（2）の適用を受ける契約職員の職名は、期間の定めのない職員の職名に準ずるものとする。</p> <p>第9条～第40条（略）</p>